

交渉（全労働省労働組合神奈川支部）議事概要（令和2年7月28日）

神奈川労働局長（当局）は、令和2年7月28日（火）、全労働省労働組合神奈川支部長（全労働）と職員の処遇改善に係る交渉を行った。
この交渉の概要は以下のとおりである。

【全労働】

- 1 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う職員・非常勤職員への感染防止を求める。
- 2 定員削減による行政サービスの低下を防ぐため、労働者・国民の期待に応える労働行政体制の確立を求める。
- 3 職員の賃金・昇格についての改善、職務に見合った公正な賃金水準の確保を求める。
- 4 職員が蓄積してきた専門性を今後も発揮し得るような人事制度の運用を求める。
- 5 非常勤職員の労働条件改善について、その実現を求める。
- 6 人事評価制度について、公正な運用を求める。

【当局】

- 1 新型コロナウイルス感染症については、飛沫・接触感染により患することから、各所属に対しては、飛沫防止パネル等感染防止対策用品を配布し、来庁者も含め、あらゆる感染防止対策の徹底を図っているところである。
- 2 労働行政体制の確立は極めて重要な課題であると認識しており、厚生労働省に対して神奈川労働局の実情を繰り返し訴えていくとともに、体制整備や業務簡素化などを一層進めてまいりたい。
- 3 賃金・昇格については、職員の労働条件のうち最も重要な事項であり、職務内容を踏まえた適切なものでなければならないと考えている。このため、引き続き本省や関係機関への働きかけを行ってまいりたい。
- 4 行政の重要性は今後も変わることはなく、その専門性等の向上を図らなければならぬと考えているところであり、専門性の維持、向上を図るための職員の養成や配置について、適切に対応してまいりたい。
- 5 非常勤職員は、常勤職員とともに第一線の業務を支えていただいているところであり、その処遇改善については、今後においても関係機関に対して要望し

てまいりたい。

6 人事評価制度については、引き続き、評価者、調整者の能力向上を図り、公正な運用に努めてまいりたい。